⑺　手続きにおける交渉の有無　無。
⑻　契約書作成の要否　要。
⑼　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により契約を締結する予定の有無　無。
⑽　技術資料のヒアリングの有無　無。
⑾　契約後ＶＥ方式の試行工事　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細については特別仕様書等による。
⑿　関連情報を入手するための照会窓口　上記４の⑴に同じ。
⒀　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２の⑶に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４の⑶及び上記４の⑷により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において、当該資格の確認を受け、かつ競争参加資格の認定を受けていなければならない。
⒁　低入札価格調査を受けた者との契約にかかる前金払の金額は、請負代金額の10分の２以内とする。
⒂　違約金
①　受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（本契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。②において同じ。）の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
ア　本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第51条第２項の規定により取り消された場合を含む。以下⒂において同じ。）。
イ　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者等に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。①のウ及び②のイにおいて同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
ウ　上記①のイに規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
エ　本契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。②のイにおいて同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。
②　次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の１に相当する額のほか、請負代金額の100分の５に該当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
ア　上記①のアに規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第７条の２第８項又は第９項の規定の適用があるとき。
イ　上記①のイに規定する納付命令若しくは排除措置命令又は上記①のエに規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
ウ　上記①のエに該当する場合であって、上記①のアに規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第７条の２第７項の規定の適用があるとき。
エ　上記①のエに該当する場合であって、受注者が発注者に入札心得第４条の３の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
③　受注者が、上記①及び②の違約金を発注者が指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
④　受注者は、契約の履行を理由として、上記①及び②の違約金を免れることができない。
⑤　上記①及び②の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
⑥　電子入札方式に障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更することがある。
⒃　電子入札について
①　手続き当初から電子入札方式によりがたい場合は、事前に発注者の承諾を得て従来の紙入札方式で行うことができる。（農林水産省電子入札運用基準標準例に示す別紙様式１に記載の上提出すること。）
②　電子入札方式による手続き開始後に、紙入札方式への途中変更は原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には発注者の承諾を得て紙入札方式に変更することができる。（農林水産省電子入札運用基準標準例に示す別紙様式３に記載の上提出すること。）
③　電子入札方式に障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更することがある。
⒄　農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表することなどの綱紀保持対策を実施する。
詳しくは、当省のホームページ（http://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf）をご覧下さい。
⒅　詳細は入札説明書による。

6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Yasuo Kanamaru Director General of Kyushu Regional Agricultural Administration Office
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Cut-off wall (2—2th construction area) of Subsurface dam of Okinoerabu agriculture irrigation project
⑷　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 30 P.M., 4 July, 2016
⑸　Time limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M., 9 August, 2016, in case of submission by document : 12 : 00 P.M., 9 August, 2016, in case of submission by mail : 5 : 00 P.M., 8 August, 2016
⑹　Contact point for tender documentation : Mitsuhiro Tsukawaki The First Technological Review Section, Design Division, Rural Development Department, Kyushu Regional Agricultural Administration Office, Kasuga 2—10—1, Nishi-ku Kumamoto City, Kumamoto Prefecture 860—8527 Japan. TEL 096—211—9111 ex. 4727. FAX 096—211—9821.